

いしかわ エンゼルプラン2015



石川県

はじめに

次代を担う子どもたちが、夢や希望を抱きながら、健やかに育ち、自立した大人に成長していくことは、県民すべての願いです。

本県では、平成19年に、子ども・子育てに関する幅広い分野について、全国でも例を見ない網羅的かつ具体的な施策を定めた「いしかわ子ども総合条例」を制定し、本県の強みを活かした独自の先進的な取組も含め、社会全体で子育てを応援するための様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、本格的な人口減少時代を迎える中、本県においても、出生数が年々減少しており、合計特殊出生率も依然として低い水準にとどまっています。

折しも、地方創生が国・地方を通じた大きな課題となる中、こうした少子化の流れに歯止めをかけるためには、若者の結婚や出産への希望をかなえ、安心して子どもを生み育てることのできる社会を実現していかなければなりません。

このため、本プランの策定に当たっては、「経済的な不安」「精神的な不安」「仕事と家庭の両立の不安」「母子の健康に対する不安」といった県民の子育てに対する不安にきめ細かく対応していくことを基本として、結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージの進展に応じた切れ目がない支援を行うという視点に立ち、これまでの施策を深化させつつ、新たな対応策を講ずることといたしました。

とりわけ、少子化の大きな要因の一つとされている未婚化・晩婚化の流れが止まらない中、結婚を希望する若者の支援に一層取り組んでいく必要があることから、結婚支援を少子化対策の重要な課題の一つとして、明確に位置づけたところです。

また、平成27年度から開始される子ども・子育て支援新制度への対応はもとより、さらに一步踏み込んで、保育サービスの対象とならない在宅育児家庭の3歳未満の子どもに対し、独自のサービスを提供することとしており、今後とも、本県の強みである子育て環境のさらなる質の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、市町、関係機関・企業・団体等との連携を密にしながら、本プランに基づき、「子育て支援先進県」にふさわしい取組を積極的に展開してまいりますので、引き続き、県民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、多くの貴重なご意見、ご提案をいただき、「いしかわエンゼルプラン推進協議会」や「石川県子ども政策審議会」の委員をはじめとする関係各位に対して、厚く御礼申し上げます。

平成27年3月

石川県知事 谷本 正憲



目 次

第1章 プラン策定に当たって

| | |
|------------------------|---|
| ① プラン策定の趣旨 | 1 |
| ② プランの性格・位置づけ | 1 |
| ③ プランの計画期間 | 2 |
| ④ プランの策定過程における県民意見等の聴取 | 2 |

第2章 プラン策定の背景

| | |
|----------------------------|----|
| ① 少子化の動向と少子化がもたらす影響 | 3 |
| ② 少子化の要因と結婚や子ども・子育てを取り巻く環境 | 5 |
| ③ 国の動向とこれまでの県の取組 | 15 |

第3章 プランの基本的な考え方

| | |
|---------|----|
| ① 目指す社会 | 19 |
| ② 基本目標 | 19 |
| ③ 基本的視点 | 20 |
| ④ 施策体系 | 21 |

第4章 具体的施策の展開

| | |
|--------------------------------------|----|
| ① 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実 | 22 |
| ② 安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進 | 25 |
| ③ 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備 | 30 |
| ④ 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備 | 39 |
| ⑤ 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実 | 49 |
| ⑥ 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進 | 56 |

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

| | |
|----------------------------------|----|
| ① 県子ども・子育て支援事業支援計画の基本的考え方 | 60 |
| ② 教育・保育の提供区域の設定 | 61 |
| ③ 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」 | 62 |
| ④ 認定こども園及び保育所の認可・認定に係る需給調整の考え方 | 82 |
| ⑤ 教育・保育の一體的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保 | 83 |
| ⑥ 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上 | 84 |
| ⑦ 市町を越えた広域的な調整 | 85 |
| ⑧ 教育・保育情報の公表 | 85 |

第6章 プランの推進方策

| | |
|----------------------|----|
| ① プランに基づく施策の目標と施策の推進 | 86 |
| ② 推進体制 | 88 |
| ③ 進捗管理 | 88 |

参考資料

89